第　３　号

３月１８日（金）

平成２８年第１回氷川町議会定例会会議録（第３号）

平成２８年３月１８日
午前１０時００分開議
於　　　　　　　議場

１．議事日程（第３日目）

日程第　１	各常任委員会の審査報告について		
日程第　２	議案第　１号	氷川町行政不服審査会条例の制定について	
日程第　３	議案第　２号	行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
日程第　４	議案第　３号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
日程第　５	議案第　４号	氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
日程第　６	議案第　５号	氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第　７	議案第　６号	氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第　８	議案第　７号	氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
日程第　９	議案第　８号	氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について	
日程第１０	議案第　９号	氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
日程第１１	議案第１０号	氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
日程第１２	議案第１１号	氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
日程第１３	議案第１２号	氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
日程第１４	議案第１３号	氷川町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について	

日程第１５　議案第１４号　氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第１５号　氷川町防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第１７　議案第１６号　平成２７年度氷川町一般会計補正予算（第５号）について
日程第１８　議案第１７号　平成２７年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第１９　議案第１８号　平成２７年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
日程第２０　議案第１９号　平成２７年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第２１　議案第２０号　平成２７年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第２２　議案第２１号　平成２８年度氷川町一般会計予算について
日程第２３　議案第２２号　平成２８年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
日程第２４　議案第２３号　平成２８年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第２５　議案第２４号　平成２８年度氷川町介護保険特別会計予算について
日程第２６　議案第２５号　平成２８年度氷川町下水道事業特別会計予算について
日程第２７　議案第２６号　平成２８年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
日程第２８　議案第２７号　新町建設計画の変更について
追加日程第１　発議第２号　氷川町議会議員上田俊孝君の辞職勧告決議について
追加日程第２　発議第３号　氷川町議会議員長尾憲二郎君の辞職勧告決議について
日程第２９　議員派遣の件
日程第３０　総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第３１　産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第３２　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

２．本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

３．出席議員は次のとおりである。（１２名）

1番　河　口　涼　一	2番　清　田　一　敏
3番　長　尾　憲二郎	4番　上　田　俊　孝
5番　江　嵜　　　悟	6番　三　浦　賢　治

7番	松田達之	8番	片山裕治
9番	米村　洋	10番	笠原良一
11番	上田健一	12番	永田義昭

4．欠席議員はなし。

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	野田俊明	書記	河野香織

6．説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平　逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	陳野信次
企画財政課長	森田寿也	税務課長	岩本博美
町民環境課長	中島　正	健康福祉課長	山下　剛
農業振興課長	尾村幸俊	農地整備課長	前田昭雄
建設下水道課長	前崎　誠	総務振興課長	木本栄一
商工観光課長	西田美子	会計管理者	濤岡美智代
学校教育課長	稲田和也	生涯学習課長	沖村眞一
農業委員会事務局長	草野信一	代表監査委員	本田孝志

開議　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（永田義昭君）　おはようございます。これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　各常任委員会の審査報告について

○議長（永田義昭君）　日程第１、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松田達之君）　おはようございます。

総務文教常任委員会審査報告書。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例７件、予算２件、その他１件であります。当委員会は、３月１４日、役場２階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。審査の経過の概要につきましては、別紙に質疑及び回答を記載した一覧表を添付しておりますので、主な要約と結果をご報告いたします。

議案第１号、氷川町行政不服審査会条例の制定について、議案第２号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第３号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第４号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第５号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第６号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたしました。委員の「今回は据え置いて緊縮財政政策を取ったらどうか。」という意見に対して、担当課長が「ここ数年据え置いてきた。現行県下最低ラインの非常勤職員、各委員の報酬となっているため、今回、任務に応じた報酬を支払うところで提案しました。」と答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第１５号、氷川町防災会議条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１６号、平成２７年度氷川町一般会計補正予算（第５号）については、歳入において町債の教育債について質疑いたしました。歳出においては総務管

理費・企画費、委託料並びに使用料及び賃借料について質疑いたしました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号、平成２８年度氷川町一般会計補正予算については、歳入において町税及び地方消費税交付金について質疑いたしました。歳出においては、総務費・一般管理費、職員手当等で通勤手当や住居手当、委託料で行政評価導入業務委託料などや負担金補助及び交付金で、社会保障・税番号システム中間サーバ利用負担金等や総務費・財政管理費の需用費で修繕料、振興局費の委託料、負担金補助及び交付金で空き家バンク促進補助金、企画費の負担金補助及び交付金でくまもと県南フードバレー促進協議会負担金等、電子計算費の負担金補助及び交付金で八代地域イントラネット運営経費負担金。

賦課徴収費・委託料、教育費・事務局費でいじめ問題対策連絡協議会について、同じく委託料ＩＣＴ支援業務委託料、小学校費・中学校費の扶助費、負担金補助及び交付金で部活動助成金、社会教育総務費の報償費で地域教育コーディネーター、委託料で文化財調査委託料、同じく竜北歴史資料館の需用費、電気料等について質疑しました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第２７号、新町建設計画の変更について質疑いたしました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（永田義昭君）　次に、産業建設厚生常任委員長。

○産業建設厚生常任委員長（江嵜　悟君）　おはようございます。それでは、産業建設厚生常任委員会の審査につきまして報告いたします。お手元に報告書がありますので、それを読み上げさせていただきます。

当委員会に付託されました案件につきましては、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例８件、予算１１件であります。当委員会は、３月１５日、役場２階大会議室において関係課長より説明を求めながら議案審査を行いました。

審査経過の概要につきましてですが、質疑につきましては主なものだけを報告させていただきます。

議案第７号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてと、議案第８号、氷川町介護保険条例の一部を改正

する条例について、これについては質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑いたしました。委員のほうから「改正条文に指定認知症対応型通所介護事業所は、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないとありますが、公表の相手は誰を指すのか。」という質問に対して、担当課長が「介護事業者がホームページ等で施設外に一般的に公表すると捉えていただければと思います。」との答弁でありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１０号についてです。氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第１１号、氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１２号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行っています。委員から「国民健康保険の限度額を引き上げるという条例ですか。」という質問に対しまして、担当課長から「基礎課税額が５２万円のところを５４万円に、後期高齢者支援金等課税額１７万円を１９万円にという課税限度額の引き上げです。」との答弁でした。さらに、「これに伴って低所得者等の引き下げ等はないのか。」という質問に対して、担当課長から、「今回の法改正では高所得者に対しては高負担、低所得者に対しては５割、２割の所得判定の軽減対象を設けてあります。」とのお答えです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１３号、氷川町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について質疑を行っています。

委員から「工場と事業所の違いも含めて、事業所はどこまで含めるのかを詳しく教えていただきたい。」という質問に対しまして、担当課長から「これまでは工場ということで、今回事業所に置き換え、事業用設備等の投下固定資産金額を引き下げ、対象となる事業所を広げることにより、雇用機会の拡大を図る（風俗営業を除く）ものです。」との答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１４号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例については質疑及び意見

はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１６号、平成２７年度氷川町一般会計補正予算（第５号）、これの産業建設厚生常任委員会所管の部分だけについて質疑を行っています。

民生費、児童措置費のすこやか赤ちゃん出産祝金で、委員の「当初の見込みと今回の減額した中身の違いを教えていただきたい。」という質問に対して、担当課長から「過去３年間の実績を見て、当初１００人程度を見込みました。しかし、現在５９人の実績ですから、減額する必要があると判断した。」というお答えでした。

次に、同じく竜北福祉センター費の給湯設備改修に関する委託料及び工事請負費で、委員のほうから「議会のほうでも要望に行っていますが、今回の補正で補助金が取れなかった場合、この予算はどうなりますか。」という質問に対して、担当課長から「給湯設備の工事に関しては、国の補正予算をもらうということで繰越明許でやりたいと考えています。採択されなかった場合、財源がないということになりますので、未執行という対応を取らざるを得ないと考えています。」と答えられました。そして、委員から「補助事業を前提に議会はこの予算を認めるわけだから、採択されなかった場合は一旦この予算は落として、改めて単費での予算を計上してください。今の考え方でやっていただきたい。」という意見が出ております。

次に、農林水産業費・農業振興費で、委員から「担い手確保・経営強化支援事業補助金の内訳について教えてください。」との質問に対し、担当課長から「この事業はＴＰＰ関連の施策による国の補正予算となったものです。経営体支援事業と似たような事業となっており、農機具の購入、施設の導入、融資残の補助となっています。採択については、地区ごとの採択となっており、本町の場合は５つの地区ごとにポイント制で積み上げたポイントの高い順に採択される仕組みになっています。本町の場合は、３８件の申し込みがあっております。」と答えられました。

次に、衛生費・塵芥処理費の台風１５号災害ごみ処理委託料で、委員から「当初１億２，６００万円の予算が結果的に４，０００万円程度で済んだ。その経過を教えていただきたい。」との質問に対し、担当課長から「１億２，６００万円という額は、産廃業界の単価と数量を積み上げた上で補正にて計上したところです。実際には、一般競争見積りで実施いたしました。なぜ見積りかというと、単価契約という手法を採っており、実際の数量を検量しながら行っており、残額が見込まれましたので今回減額という形で計上させていただきました。」とのお答えでした。

次に、土木費・道路新設改良費の町道氷川中南線用地測量業務委託料について、委員から「未執行のまま全額を減額する理由はなぜか。」との質問があり、担当課長から「地元協議を行わないまま予算化したため、地元の同意が得られなかった。」ここに書いてありませんが、国土交通省との協議もあったようで、その分に

ついても国交省の協議が難航したという答弁もあっております。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１７号、平成２７年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について及び議案第１８号、平成２７年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、議案第１９号、平成２７年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第４号）について及び議案第２０号、平成２７年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第２号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号、平成２８年度氷川町一般会計予算について、産業建設厚生常任委員会所管の部分について審査をいたしております。

まずは、最初に新規事業について各課長のほうから説明を求めております。商工費・商工業振興費の負担金補助及び交付金で、創業支援事業所等整備促進事業補助金についての説明を受けております。

衛生費・塵芥処理費等の備品購入費は、３施設の生ごみ処理機を計上しているとの説明でした。

民生費・社会福祉費の負担金補助及び交付金で、臨時福祉給付金等及び氷川町障害者計画策定業務委託料、氷川町地域福祉計画策定業務委託料については、国の基準により５年ごとの見直しが必要であるとの説明を受けております。

農林水産業費・農業費・農業振興費の負担金補助及び交付金で、氷川町農産物輸出促進事業補助金及び台風対策緊急支援資金利子補給費補助金の使途内容について説明を受けております。委員から「利子補給は何年ですか。」という質問に対し、担当課長が「県補助は３年ですが、町の補助は１０年を考えています。」との答弁です。

農林水産業費の農地費で、委託料、農業用排水路現況調査委託料についての説明を受けました。委員のほうから「現在素掘りでそれをどのように改修する予定なのか。」という質問に対し、担当課長から、「コンクリート柵渠やU字溝を考えています。」との答弁です。

続いて、負担金補助及び交付金で、適正化事業拠出負担金、団体営農業農村整備事業補助金についての説明を受けました。委員のほうから「新規の地域農業利水施設保全型事業について負担割合はどうなりますか。」という質問に対し、担当課長からのお答えは、「国費５０％、県費１５％で、残りの３５％が土地改良区の負担となります。」というお答えで、町の負担はないということでした。

次に、土木費・土木管理費の負担金補助及び交付金で、土砂災害危険住宅移転促進補助金についての説明を受け、委員から「レッドゾーンにある家屋は６８戸とい

うことですが、１００％補助で３００万円計上しているということは、１軒分ということですか。」という質問に対し、担当課長から「今のところは要望はなく、とりあえず１軒分を計上しています。」とのお答えです。

続いて、道路新設改良費の工事請負費で、町道川上立神線道路改良工事についての説明を受けています。委員のほうから「地権者の同意は取れていますか。」という質問に対して、担当課長から「地権者の了解は得ています。２７年度に測量設計と用地測量を終えていますので、２８年度で用地買収を済ませ、単年度で工事を終えたいと考えています。」との答弁です。

次に、新年度予算全般について質疑をいたしております。民生費・児童福祉費の母子福祉費で、ひとり親家庭医療費について、委員から「対象は子どもなのか、母子なのか、母親なのか。」という質問に対して、担当課長から「本町では子どものほうは児童医療という形を取っておりますので、父母を対象としています。」とお答えがありました。また「子どもが祖父母と同居している場合は祖父母も対象になるのか。」との質問に対して、担当課長から「祖父母は対象とならない」との答弁です。

農林水産費・農業振興費で、青年就農給付金事業費補助金の対象者数、民生費・福祉センター費で、福祉センターの上下水道使用料及び灯油代の内訳、それから土木費・土木総務費の戸建住宅耐震診断事業補助金の内容等について質疑があっております。

また委員から「学校のプールの下水道使用料は一般単価になっているが、支出が抑えられる風呂単価でやったらどうか。町として交渉すべきではないか。」との意見が出されております。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２２号、平成２８年度氷川町国民健康保険特別会計予算について及び議案第２３号、平成２８年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２４号、平成２８年度氷川町介護保険特別会計予算については、介護予防・生活支援サービスについて詳細に説明を求めております。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２５号、平成２８年度氷川町下水道事業特別会計予算については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２６号、平成２８年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について、質疑があっております。委員から「地方債の残債が４３４万２，０００円ですが、

繰上償還するという考えはありませんか。」という質問に対し、担当課長のほうから「今後、企画財政課と検討したい。」というお答えがあっております。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、全議案とも全員賛成で可決されましたので、各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の報告を終わりにさせていただきます。

以上です。

○議長（永田義昭君）　以上で、各常任委員長の報告は終わりました。これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　議案第１号　氷川町行政不服審査会条例の制定について

○議長（永田義昭君）　日程第２、議案第１号、氷川町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　議案第２号　行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（永田義昭君）　日程第３、議案第２号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第４　議案第３号　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（永田義昭君）　日程第４、議案第３号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第３号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　議案第４号　氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第５、議案第４号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第４号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　議案第５号　氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第６、議案第５号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第５号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第７　議案第６号　氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第７、議案第６号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第６号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第８　議案第７号　氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第８、議案第７号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第７号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第７号は委員長報告のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第９　議案第８号　氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第９、議案第８号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第８号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第８号は委員長報告のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第１０　議案第９号　氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第１０、議案第９号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第９号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第９号は委員長報告のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第１１　議案第１０号　氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第１１、議案第１０号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１０号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１０号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１２　議案第１１号　氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第１２、議案第１１号、氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１１号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１３　議案第１２号　氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第１３、議案第１２号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１２号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１２号は委員長報告のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第１４　議案第１３号　氷川町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第１４、議案第１３号、氷川町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１３号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１３号は委員長報告のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第１５　議案第１４号　氷川町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第１５、議案第１４号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１４号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１４号は委員長報告のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第１６　議案第１５号　氷川町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君）　日程第１６、議案第１５号、氷川町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１５号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１５号は委員長報告のとおり可決されました。

［「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　ここでしばらく休憩します。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時４１分

再開　午前１０時４８分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（永田義昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１７　議案第１６号　平成２７年度氷川町一般会計補正予算（第５号）について

○議長（永田義昭君）　日程第１７、議案第１６号、平成２７年度氷川町一般会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１６号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１６号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１８　議案第１７号　平成２７年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（永田義昭君）　日程第１８、議案第１７号、平成２７年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１７号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１９　議案第１８号　平成２７年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

○議長（永田義昭君）　日程第１９、議案第１８号、平成２７年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１８号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１８号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　議案第１９号　平成２７年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

○議長（永田義昭君）　日程第２０、議案第１９号、平成２７年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１９号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第１９号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２１　議案第２０号　平成２７年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（永田義昭君）　日程第２１、議案第２０号、平成２７年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２０号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２０号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２２　議案第２１号　平成２８年度氷川町一般会計予算について

○議長（永田義昭君）　日程第２２、議案第２１号、平成２８年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２１号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２３　議案第２２号　平成２８年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（永田義昭君）　日程第２３、議案第２２号、平成２８年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２２号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２２号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２４　議案第２３号　平成２８年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算につい

て

○議長（永田義昭君）　日程第２４、議案第２３号、平成２８年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２３号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２５　議案第２４号　平成２８年度氷川町介護保険特別会計予算について

○議長（永田義昭君）　日程第２５、議案第２４号、平成２８年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２４号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２６　議案第２５号　平成２８年度氷川町下水道事業特別会計予算について

○議長（永田義昭君）　日程第２６、議案第２５号、平成２８年度氷川町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２５号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２５号は委員長報告のとお

り可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２７　議案第２６号　平成２８年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

○議長（永田義昭君）　日程第２７、議案第２６号、平成２８年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２６号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２６号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２８　議案第２７号　新町建設計画の変更について

○議長（永田義昭君）　日程第２８、議案第２７号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２７号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立全員です。したがって、議案第２７号は委員長報告のとおり可決されました。

［「議長、動議を提出します」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　江嵜悟君、動議の趣旨を簡単に。

○５番（江嵜　悟君）　議員辞職勧告決議案の動議を出したいと思います。

○議長（永田義昭君）　文書があれば、提出願います。

ただいま、江嵜悟君から氷川町議会議員上田俊孝君に対する議員辞職勧告決議案の動議が提出されました。この動議は、１人以上の賛成者がありますので成立しました。同様に、ただいま江嵜悟君から氷川町議会議員長尾憲二郎君に対する議員辞職勧告決議案の動議が提出されました。この動議は、１人以上の賛成者がありますので成立しました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第１、第２として議題とすることにご異議はありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第１と追加日程第２として議題とすることに決定しました。

ただいまから、議案作成のため、しばらく休憩します。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１９分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（永田義昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

－－－－－－－○－－－－－－－

追加日程第１　発議第２号　氷川町議会議員上田俊孝君の辞職勧告決議について

○議長（永田義昭君）　追加日程第１、発議第２号、氷川町議会議員上田俊孝君の辞職勧告決議についてを議題とします。

本案件については、地方自治法第１１７条の規定に係る議員の退席を願います。

（上田俊孝君退場）

○議長（永田義昭君）　ここで、提出者の説明を求めます。江嵜悟君。

○５番（江嵜　悟君）　今回、河口涼一氷川町議会議員の賛成を得まして、私、氷川町議会議員江嵜悟が氷川町議会議員上田俊孝君に対する議員辞職勧告決議案を、上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出をいたしました。

私は、この定例会の冒頭、永田議長の不信任決議案が提出をされております。その不信任決議案の中身を十分に読ませていただきました。その中身は、疑惑とか、疑われます、それも酒気帯び運転の疑惑がある、顔が赤かった、においがした、こういう酒気帯び及び飲酒運転については、ちゃんと所轄の警察というのがありますので、本来、そこで酒気帯びなのか、飲酒運転なのかが結論づけられるのに対し、この神聖な議会において、酒気帯びが疑われるとか、それから顔が赤かったとか、においがしたとか、そういうもので私はこの議会の顔であります議長に対して不信任が出るということ、これはやはり議会にとってこのまま見過ごせないなというのがありました。そこで、私は議長にお話を聞かせていただきました。議長、こういうことが出たんですけれども、私は議長として非常に氷川町議会を愚弄したような、そういう不信任と思いますけれども、どう思われますかというのに対して、議長は議長席にいて壇上にいますから意見を出すということが非常に難しいのかなと

いうふうに思います。そのとき、議長のほうはこういうふうに答えられました。私は議長職をやっているので、今回の件について、このまま終わらせるつもりはない。はっきりと告訴いたしますというふうに言われました。しかし、議会においてこのまま見過ごすことが果たしていいことかな、もしこれが当然のごとく何もなかったら、こんなもので議長不信任がまた出る可能性があるんじゃないか。そういうふうな疑念を持ちました。実は、私も不信任を打たれております。そのときには、当時の笠原議長裁決で議長も賛成に回られ、不信任を受けました。江嵜悟でヤフーをくってください。私の名前でヤフーを検索すると、一番最初に不信任決議案が可決というふうに今でも出ています。それは、平成２３年の９月のことです。なぜ私がこの上田俊孝君に対して不信任を打とうと、断腸の思いで決めたのは、その２３年９月、私が不信任を打たれたとき、真実は一つというこのチラシが町民の皆さんにたくさん配られたんです。ありもしないことがいくらでも書かれていました。ですから、私はこのことは議会には上げませんでした。警察に告訴しました。多分、この報告を出された方たちは警察から取り調べを受けられていると思います。

そういうふうなありもしないことを上田俊孝議員が私のことをこうやって町民の方にチラシを回して、私はすごく信用を傷つけられてしまいました。今回もまたか。永田議長は熊日新聞に、三段記事で載りました。それも、飲酒運転疑惑、これは町民の皆さんが見たら、永田議長そのものは取り返しもつかない名誉を傷つけられています。議会として、私はこのまま放っておいたらいけないんじゃないか、こういうことを飲酒運転の疑惑があるなんていうことで議会で議長不信任が出ること、これはいけないことだと思いました。そこには、名前が３人、賛成者の名前があります。大先輩の名前もあります。委員長経験者の名前もあります。そして、私は一緒に広報委員会でやった長尾議員さんの名前もありました。長尾議員さんは１期目で、明朗で広報委員会をやっているときになかなか人物で素晴らしい議員さんが上がってきたな、よかったなというふうに思っておりましたが、こういうことで賛成者に名前を連ねられた、これは残念で仕方がありません。顔が赤かった、においがした、それは個人的な感覚で、警察に捕まったわけでもない、取り調べを受けたわけではない人に対して、議長不信任を出されて、なおかつ現場におられた上田俊孝議員と長尾憲二郎議員がこの不信任決議案でこうだった、保育園のお遊戯会の話が書かれていました。全く私は理解ができなかったので、今回、私は特に長尾議員には猛省してほしい。こういうことで議会を乱してほしくない。そのために今回議員辞職勧告決議案を２人に打たざるを得なかったというふうに思っております。

そこで、そこに理由が書いてあります。平成２８年３月９日開催の平成２８年第１回氷川町議会定例会本会議において、上田俊孝議員は氷川町議会の自体の権威を

代表する永田議長に対し、何ら根拠のない飲酒運転疑惑のねつ造をもって、議長の不信任決議を議会に提出し、権威ある議会を混乱させたことは明白であり、議会議員としての職責に求められる人格、識見ともに欠落している。よって、氷川町議会を混乱させ、かつ議長と氷川町民の名誉を傷つけたという町民の意見が多数寄せられ、町民の声に従い、氷川町議会議員上田俊孝君に対し議員辞職勧告を決議することとしました。

どうか、この議員辞職勧告にご賛同いただきたいと思います。

以上です。

○議長（永田義昭君）　説明が終わりました。先ほど上田俊孝君から地方自治法第１１７条のただし書きの規定によって会議で発言したいとの申し出がありました。

お諮りします。この申し出に同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　異議なしと認めます。したがって、上田俊孝君の申し出に同意することに決定しました。

上田俊孝君に会場の場での発言を許可します。

（上田俊孝君入場）

○議長（永田義昭君）　上田俊孝君の地方自治法第１１７条のただし書きの規定による発言が許可されましたことを報告します。上田俊孝君。

○４番（上田俊孝君）　ただいまより、私の意見を述べさせていただきます。

先ほど江嵜議員が過去のことのいろいろあるんでしょう、議員辞職を２回可決された方ですので。その件に関しては、事実、真実は一つというのは私の見解から皆さんした場合は、それは一つなんですよ。ただ思いが違ってですね、本人はそうじゃないと言いますけど、それを出した理由は、あくまでも当時議会のときに自分たちを肯定されるような発言ばかりされるもんですから、町民の方が何が何かわからんという形で、そのチラシもやむを得なく出させてもらいました。真実は一つという形で。そして、私たち当時の議員５名いましたけど、その後、本人から警察に告訴告発と、私たちはびっくりしたんですね。議員が議会のことでどうして氷川警察署、検察庁に告訴告発かとびっくりして、私たちも事情聴取を３回執られました。その中で、検察庁の答えは、不起訴です。それに対して江嵜議員が出されたのは不起訴です。だから私たちは何もおとがめというのはないわけですよ。それを自分の見解で相手が一方的に悪いように言われると、これに対して私も非常に、前回までは永田議長の不信任案に対してそこまでの気持ちで止めていましたけど、今日は言わせてもらいます、江嵜議員に対しては。それと、用地買収の問題も、これは議員としてしちゃいけないことをやっているんですよ。この用地買収も前区長さん、私

たちが携わったことなんですよ。それを自分がさも一人でしたような言い方されますけどですね。

［「議長、これは弁明になってないです。」と呼ぶ者あり］

○４番（上田俊孝君）　議長いいですか。さっきは江嵜議員も聞いていますけど、全然意味が違うじゃないですか。江嵜議員は私のことを、自分のことを言っておられますよね。

真実は一つです。永田議長のこの不信任案というのは、前回言うたとおりですね、私たちは氷川町議会の同じ議員として、本当これはやりたくなかったんですよ。しかし、永田議長のほうが話し合いの要請に応じないということでやむを得なくやらせてもらいました。これは、何かというのは、襟を正してくださいということなんですよ。その場を設けてもらえば、この議場で不信任案というのはやる必要はなかったんですよ、はっきり言って。それを応じないもんですから、そういう形でやむを得なくやらせてもらったということなんです。ですから、私も断腸の思いで出させてもらいました。その中で、３人の会話の中で、私も長尾議員も永田議長に対しては、酒気帯びらしく発言されたから、それを本当、聞きたいというところで話し合いをもったらどうですかという形で言ったんですけれども、話し合いが持たれない。同じ議員として、非常に交通事故問題多発しております。その中で、ただ私たちと話し合いの場を設けてもらえば、こういう提出というのはあり得なかったわけですよ。ただ、そのまま、永田議長がこのままいかれるといかんなというところで不信任案を出させてもらったということです。ハナフキチの例話のように、またやったからやり返すというような議会はどうかなと私は思います。真実は一つです。この２人の長尾議員と私の、この２人の結局は証人がおるということを皆さん、どうでしょうか、３人の中で。それで、永田議長には、酒のにおいがする、酒気帯びということで、襟を正してもらいますというところでやむを得なくやらせてもらったというのが真実です。何も話し合いの場があれば、何じゃなかったということです。ですから、あるときはいろんな形で弁明、いろいろされますよね。話し合いがない場で永田議長が、顔が赤かったとは散歩してきた、酒のにおいはトマトのにおいと、これは自ら自分がそうだったということを肯定されるような発言ですよね。それであれば、みんなの前でそのことを言うてもらえばという形でやらせてもらいました。

この間、人吉の話でありますけど、ある職員の方が酒を前の日も永田議長、飲んどるわけですよ、１０時までか何か、飲んどるんですよ。これは個人差はありますから、顔が赤かったということも、酒のにおいがしたということも事実なんですよ。

○議長（永田義昭君）　上田俊孝君、中に対しての反論のあれじゃなかですね、中身に対しての。

○４番（上田俊孝君）　事実を申し上げてるというだけです。本当ですね、この議員辞職出るというのが過去江寄議員が言われたからやったというような形にしか私は見えません。

以上で私の話とさせていただきます。

○議長（永田義昭君）　ここで、上田俊孝君には、改めて退場願います。

（上田俊孝君退場）

○議長（永田義昭君）　これから、提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。三浦賢治君。

○６番（三浦賢治君）　私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど江寄議員からも説明がございましたけれども、確かに初日の冒頭に議長不信任案ということを提出いたしました。これに関しましては、２人の証人、上田俊孝議員、長尾憲二郎議員、そしてこれもしかも常葉保育園の出来事でございまして、これ２人が本当に顔が赤い、酒のにおいがしますよということを永田議長に発言をされております。そして、散歩したので顔が赤いとか、トマトのハウスに行ったから酒のにおいはトマトとか、そういうことを言われておりますけれども、人間としては酒のにおい、トマトのにおいというのは、よくわかると思います。一貫して議長は真実を述べようとされない。今までのことでも一緒です。何でも一緒です。すぐほかの方向に変えてしまわれる。それが一番議長の悪いところなんですよ。それで、私は飲酒運転疑惑。

○議長（永田義昭君）　ちょっといいですか。

○６番（三浦賢治君）　もう終わりますけん。飲酒運転疑惑を持たれること自体が議長として恥ずかしいことです。いろんなことがあると思いますけれども、俊孝議員、長尾議員のことを私は信じて賛成議員になりました。私は、この長尾議員、上田俊孝議員の辞職勧告には反対をいたします。

○議長（永田義昭君）　ほかにありませんか。河口涼一君。

○１番（河口涼一君）　１番議員の河口でございます。私は賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

まず、初日のケースは、本議会の秩序を乱し、落ちるところまで品位をおとしめた、非常に恥ずかしい内容でありました。特に、提案議員とのやりとりの中で全く

やりとりになっていない。初日には区長会の方々もたくさん傍聴されましたが、議席のほうから失笑が起こっておりました。少々ヤジもあったようです。ネットで視聴された方も多く、たくさんのお声が聞かれました。これは、先ほどの提案理由の中にもございますが。今回、この議会、そして議員に対して大変失望されて、私は町民の方々に大変申し訳なく思っています。本来、議員というものはそれぞれが高い倫理観を持って、常識、教養を兼ね備え、常に勉強し、町民にその仕事ぶり、働きぶりを見てもらい、実感をしていただき、その町民の方々の民意を政策に反映させていく、それが私たち議員の役割なんです。そのような重大な責務と役割があるはずなんです。ところが、今回はただの足を引っ張る行為じゃないですか。仕返しなのか、陥れてやろうとするのか、ついこの前まで一緒に肩を組んで歌っていたグループの仲間をグループから抜けられたというだけで不信任を打ったと、そういうふうにしか受け取られないじゃないですか。なぜなら、今回あったのか、なかったのか、全く立証はできない、証拠もない、証明もできない、よくそういうことでこういう理由で神聖な議会において不信任を打てると、この方々の頭の中がわかりません。本来、追及する側に立証責任があるんです。これは、常識です。中学生でもわかっているようなことを、証明もできないやつをくどくど述べながら、何ですか、今の賛成討論も、誠に幼稚な、理論的にも本当に幼稚で貧弱な理論構成ですよ。これは、傍聴もされていたネットでご覧になっている方がよくお感じになった点だと思います。全く厚顔無恥な主張です。

さて、もう少し時間をください。さて、初日に不信任を提出された永田議長におかれては、提案理由にもございますが、人格識見まで否定をされるような攻撃を受け、ご本人はもちろん、ご家族の方のご心痛を察すれば、私自身、非常に申し訳なく思っています。申し訳なく思っていることがあります。それは、私が私の立場であのときちゃんときちんと片を付けておけばよかったなと、自責の念にとらわれていることがあります。この内容をお話しすれば、ネットでご試聴されている町民の方々、そしてここにおられる執行部の方々、ご存知の方はご存知かもいれませんが、大変驚かれる内容だと思いますが、今回、辞職勧告を行われたこの議員の人となりがよくわかるようなことだろうと思いますので申し上げます。これは、遡ること半年前にあった出来事なんですが、昨年の９月１７日から９月１９日まで２泊３日で町議会議員台湾研修視察を行いました。１日、２日目、滞りなく予定が終了し、ホテルに帰って、それから夕食会場に移ったわけですが、これは時間にしますと大体夕方の５時５０分ごろだったと思いますが、会食が始まって１０分ぐらいしてから、今回の当該議員が私に対して、ここはアルファベットで表現しますが、「Ｎがごつ、ビールかけてやろうか」という発言がありました。このＮというの

は、本庁役場職員で２年前に退職された方です。ちょうど２年ぐらい前ですが、私は酒席でこの方からビールをかけられました。このビールをかけられた行為というのは暴行罪、器物損壊罪にあたります。これは、法律家と相談した上の法律家の見解です。そして、またしばらくしたら、今度は、「おい、紹興酒掛けてやろうか」こういう発言もあったんです。つまり、これは具体的に例を示して、さあ危害を加えてやるぞということを明らかにしている。これは、立派な脅迫罪です。暴力的な行為を示唆する言動であります。

さて、これを受けまして、私は帰国しましてから、これは９月２８日になりますが、氷川署に出向きました。午前１１時２０分から約１時間ほど訪れまして、相談をし、被害届を出して受理をされました。ただ、刑事告訴にあたっては、法律家、弁護士と相談の上判断をしたいということで、帰宅をしたわけであります。公費を使った海外研修にあって、研修中、それも公務の延長の中での会食で、本来その日の反省や次からの行動計画やそのチェックなど、意見交換をする場であるはずなのに、ここでは８人の議員と町長、事務局との同席の中での発言で、誠に暴力的で非常識な、全く倫理観のない言動であったわけですが、この発言については複数の同席者から確認を得ております。その後、私は永田議長と上田副議長にこの件を報告しました。その際、議長、副議長から、帰国するまでは我慢しとってくれと、あんまり問題とせんでくれというようなこともありまして、そのまま帰ったわけですが、帰国しまして関係者と相談もしまして、刑事、そして民事での告訴も検討したわけですが、告訴は簡単です。告訴は、私の息子が東京で弁護士していますので、いくら金がかかってもいいんです。私の口座から息子の口座に所得移転するだけのことですから、告訴は簡単にできるんです、できたんです。ところが、その後の影響や町民の皆さんがどのような感想をお持ちになるだろうか、その点を考えれば多大なご迷惑とご不審と失望を与えることにほかならないと思いまして思いとどまって、留保したままの形にしているんです。氷川署のほうには、再度またこういうことがあるかもしれません、そのときにまた併せてご相談しますと、そういうことで処理をしてまいりました。しかし、今回、そのとき私がきちんと告訴までして、こういうことがあったということで皆さんに、町民の方々に知らしめれば、今回の議長に対するこういう行為はなかったんじゃないかと、誠に申し訳なく思っています。このような、今申し上げましたような不的確な言動を不道徳な知性教養に欠けて、全く倫理観がなく、暴力的な議員は、即刻辞職するべきであると、私はそういうふうに思います。

以上です。

○議長（永田義昭君）　ほかにありませんか。笠原良一君。

○１０番（笠原良一君）　私は、反対討論いたします。

永田議長は、一貫性がないです。その日は、朝から散歩したとか、散歩は毎日されておられるのですかね。酒のにおいはトマトのにおいだとか、後日弁明をしておられます。また、今年になり２回。

○議長（永田義昭君）　案件とちょっと外れていますけど。

○１０番（笠原良一君）　２８年度に２回ある議員が三浦議員宅に来られ、１日目は奥さんが送ってきたとか、２回目は保育所まで。

○議長（永田義昭君）　笠原良一君、ここの決議案の、これは中身をちょっと見ていただきたいと思います。これに関して。

○１０番（笠原良一君）　いやいや、私は反対討論をしております。２回目は保育所まで歩いてこられたとか、もう隠そう、隠そうと思ってある議員に来られ、ある議員はすんなよと、そがんだったばいというような話をされたそうです。トマトのにおいか、散歩してきたとか、奥さんに送ってきてもらったとか、保育所まで歩いて来られたとか、何もこういうことをしないで堂々としていればいいんですよ。

○議長（永田義昭君）　本質から外れていますので、発言を止めてください。

○１０番（笠原良一君）　一貫性がありません。上田俊孝議員、長尾議員に、真実はどうか聞いて、私は聞きました。２人は、真実は一つですと。私たちを信用してくださいとも言われて、私も賛同いたしました。その場、その場を切り抜ければいいというような一貫性がありません。

○議長（永田義昭君）　そういう気持ちはありませんが、中身とは外れておりますので。

○１０番（笠原良一君）　そういうことで、私は長尾議員、俊孝議員のことを信じて賛同したわけであります。また台湾での出来事、どういう話があったかはわかりませんが、私がしております。話は聞いておりません。終わります。

○議長（永田義昭君）　ほかにありませんか。片山裕治君。

○８番（片山裕治君）　議員辞職勧告について、賛成の立場で発言いたします。

発議者及び賛成議員において、永田議長、何の根拠もなくおとしめるために、区長の皆さんが多数傍聴されている中、定例会初日に永田議長不信任案を提出されたのは、グループから離れられた嫌がらせとも思えますし、何ら物的証拠もないと思います。それどころか、永田議長に対する侮辱発言であると思われ、名誉毀損に値するのではないのでしょうか。議員としての品位もなければ、議会本来の健全な運営を乱したことは事実であります。よって、議員辞職勧告に賛成いたします。

○議長（永田義昭君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　これで討論を終わります。

これから発議２号、氷川町議会議員上田俊孝君の辞職勧告決議を起立により採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立多数です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

上田俊孝議員の入場を許します。

（上田俊孝君入場）

［「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　休憩します。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　０時０５分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（永田義昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第２号、氷川町議会議員上田俊孝君に対する辞職勧告決議は、起立多数で可決されましたことを報告します。

－－－－－－－○－－－－－－－

追加日程第２　発議第３号　氷川町議会議員長尾憲二郎君の辞職勧告決議について

○議長（永田義昭君）　追加日程第２、発議第３号、氷川町議会議員長尾憲二郎君の辞職勧告決議についてを議題といたします。

本案件については、地方自治法第１１７条の規定に係る議員の退席を願います。

（長尾憲二郎君退場）

○議長（永田義昭君）　ここで、提出者の説明を求めます。江嵜悟君。

○５番（江嵜　悟君）　今回、松田達之氷川町議会議員の賛成を得まして、私、氷川町議会議員江嵜悟が氷川町議会議員長尾憲二郎君に対する議員辞職勧告決議案を提出しました。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出をいたします。

私は、先ほども言いましたように、長尾憲二郎氷川町議会議員は、人柄もよく、素晴らしく明朗闊達でこの２年間一緒に広報委員会で活動をしてきた仲間であります。しかし、残念ながら今回このような議員辞職勧告を出さなければいけないこと、これは先ほども言いましたように非常に断腸の思いで提出をさせていただきました。

提出理由、平成２８年３月９日開催の平成２８年第１回氷川町議会定例会本会議において、上田俊孝議員と共謀して氷川町議会自体の権威を代表する永田議長に対し、何ら根拠のない飲酒運転疑惑のねつ造を持って議長の不信任決議に賛同し、権威ある議会を混乱させたことは明白であり、議員としての職責に求められる人格、識見ともに欠落している。よって、氷川町議会を混乱させ、かつ議長と氷川町民の名誉を傷つけたという町民の意見が多数寄せられ、町民の声に従い、氷川町議会議員長尾憲二郎君に対し議員辞職勧告を決議するものであります。

以上です。

○議長（永田義昭君）　説明が終わりました。先ほど長尾憲二郎君から、地方自治法第１１７条のただし書きの規定によって、会議で発言したいとの申し出がありました。

お諮りします。この申し出に同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　異議なしと認めます。したがって、長尾憲二郎君の申し出に同意することに決定しました。

長尾憲二郎君に会場の場での発言を許可します。

（長尾憲二郎君入場）

○議長（永田義昭君）　長尾憲二郎君の地方自治法第１１７条のただし書きの規定による発言が許可されましたことを報告いたします。長尾憲二郎君。

○３番（長尾憲二郎君）　私に対する不信任案ということで指されましたことに対して、一言弁明という形で発表させていただきます。

この不信任案の動議を議長に出しましたのは、議長の我々が現実に常葉保育所で３人で会話した内容でございます。上田俊孝議員と私は早めにその会場に入りまして、その後、すぐ永田議長が来られました。そのときの会話でございます。「おはようございます。永田議長、昨日、ご苦労様でした」と挨拶しました。その会話の中で、永田議長はこう答えられました。「昨日はご苦労様でした。私も昨日大分飲み過ぎて、遅くまで飲んどったいな」て。「そがんでしょう、だけんちっと顔が赤かですな」て私は言いました。そのときに、上田俊孝議員が、「あっ、そっでにおいがちょっとするですね」ていう会話をしましたけれども、それに対しては、そのときは永田議長は、いやいやという話もなく、何の返答もなく会話は終わったわけですが。その後の行動が永田議長が議長らしくない行動が見えているわけですね。そういったことを先ほど上田俊孝議員の発言の中にもありましたけれども、議長として何も弁明する必要ないんですよ、そこで話が終わればいいんですが、先ほど笠原前議長からお話があったように、あれはおら朝から散歩するもんだけん、顔が赤

かったいなという話を聞きました。本人から直接は聞いておりません。ましてや、トマトのにおいするなという話も出ています。これは、上田俊孝議員も本人からは直接聞いてないはずです。そういったことを総合的に私どもは、永田議長に周りの人からそういう話をするんじゃなくて、直接話しましょうやということで、させてくださいということで、何回も何回も申入れをさせていただきました。その際に、上田副議長を通して７人で話はできませんでしょうか、あるいは２人で話はできませんでしょうかというのは、永田議長が我々の議会を乱しちゃいかんということで思っておられるのは皆さんは一緒だと思います。私もそういう気持ちで永田議長にいろいろな面での話し合いをさせてほしい、そしてリーダーシップをとっていただくにあたっては、やっぱり私ども１年生議員です。そこにいいアドバイスをいただきたいんです、私自身も。そら河口議員も、清田議員も、私も、３人は一緒です。アドバイスいただきたいんです。そういう場を設けていただけませんかという話し合いを申し入れましたけれども、一切拒否されました。非常に残念でなりませんでした。

そういった思いの中で、議長としてもうちょっとリーダーシップをとってほしいというのが私の一番の思いであります。決して、永田議長がその日に酔っぱらって運転してきたとは誰も言っていません。あくまでも酒飲んで、夜遅くまで飲んだ。そして、そういう状態で、酒は残っていたんでしょう、そういう気持ちがあった中で、奥さんが孫を送っていったて。仕方なく運転してきたという会話も我々しています。それは、誠の話なんです。

そういったことを一つ一つ議長として認めていただき、これは私も１年生議員として反省するところはいっぱいあります。反省しなきゃいかんこともいっぱいあります。１年生議員になって、議会の議員として私も民意で、皆さんの投票で当選させていただき、期待を持ってこの議会、氷川町議会に、そしてこういう議会の神聖な場に立たさせていただくという喜びもあります。それをですね、やっぱり議長として認めていただく、一人の議員を認めていただかなくちゃいけないんじゃなかろうかという思いもありまして、今回動議の中に賛成しました。議員は、我が町は１２名です。いろんな面で行政の施行に関して議員として２議会委員制でございますので、議論を交わさなきゃいかんという気持ちでおります。こういう議論を交わさにゃいかんことをこういう場で、先ほど何か汚したような話をされておられましたけれども、決して我々は正すものは正し、そして反省するものは反省するという立場で物事を発声させていただきたいというふうに思います。永田議長がもう少し１２名のリーダーマンとして導いていただければ、こういう話は出ません。もっともっとお互いに勉強しながらやっていきたいなというふうに思っております。決して

喧嘩が望まれる議会ではありません。議論はいくらでもしていいと思います。議論ができない１年生議員というのは惨めなものです。そこをわかっていただきたいというふうに思い、弁明で終わります。よろしくお願いします。

○議長（永田義昭君）　ここで、長尾憲二郎君には、改めて退場願います。

（長尾憲二郎君退場）

○議長（永田義昭君）　これから、提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

上田俊孝君。

○４番（上田俊孝君）　私は、長尾議員の辞職勧告の反対で討論させていただきます。

この理由の中に、飲酒運転疑惑のねつ造と書いてありますけど、これは正式には酒気帯び疑惑ですね。それと、内容はねつ造でも何でもありません。真実は一つ。その中で、１０日に熊日新聞に載りました。私は、永田議長の名前が出ました、私も出ています。賛否両論あります。ただ、この熊日の中には、永田議長がお酒を匂わせるような発言があったと載っています。熊日さん、平等に書いてますね。そして、私はこのことをやることによって、永田議長が、本当用心せにゃいかんなということになったというのは事実だろうと思いますよ。そのこと、新聞に載ったことによってですね。襟を正す。ただ私は何回も言いますけど、話し合いの場に応じてもらえんからやむを得なくですね、私と長尾議員、ほか２名、出させてもらいました。辞職勧告を突きつけるんであれば、提出者の私一人でいいんですよ。なぜ長尾議員も２人やるかと、理解できません。よって、長尾議員の辞職勧告の反対討論といたします。

○議長（永田義昭君）　ほかにありませんか。

河口涼一君。

○１番（河口涼一君）　それでは、先ほどに引き続き、賛成の立場で討論に参加いたします。

提案者がおっしゃったように、私も当該議員とは一緒に委員会で活動しまして、実にその委員会の中では活発に、そして積極的にお仕事をしていただいて、感謝をしている次第であります。ここで、この発言をするのは本意ではありませんけれども、今、賛成討論にもありましたが、飲酒運転疑惑のねつ造をもってということがこの提案理由にありますが、ここに問題があるんです。きちんと法と証拠に基づいて証明をすればいいじゃないですか。証明はできない。じゃ、何が証拠だ。そのと

きの会話だけですよと。ちょっと酒臭かった、顔が赤かった。このことだけで、議長を辞めなさい、議長にふさわしくないですよ。それとかですね、日ごろの議長の言動がどうだ、こうだというお話ですが、これは議会の中で、２年ちょっと前ですか、臨時議会で粛々と私たちは議長を選出したわけですよ。その後、議長を補佐される副議長とかですね、ほかのベテランの議員とか、そういう方が、「あっ議長、この辺はこうされたがいいんじゃないですか」ということで協議を重ねたり、アドバイスをすればいいだけの話であって、それが何で今ごろ、辞めなさいという理由になるんでしょうか。今この時点でインターネットでリアルタイムでたくさんご試聴になられている方がおられると思います。今日、傍聴人もおられるようですが。そしてこのことは議事録に載ります。議事録をご覧になったときに、どう思われるでしょうか。誠にこれは陳腐なやりとりですよ。ちゃんと理論構成をしてですね、理論武装をして、あなたたちは議員としてふさわしいと思われるような議論をしなさいよと、町民はあきれますよ。何ですか、酒のにおいがしたとか、トマトがどうのこうのだとか。さっきも申し上げましたが、これだと小学生レベルですよ。「中学生議会のほうがよかったね」って、この前区長さんの中から発言があったそうですが、私たちは反省しないといかんですよ。きちっと、議員は日ごろ勉強すると、勉強してきちんと発言すると。そして、倫理観を持つと。人をどう喝したりですね、脅迫したり、これは議員の仕事じゃないですよ。私は、先ほど申しましたが、長尾さん個人に対してですね、けしからんと、そういう思いはないんですが、このとき、当事者としてここにおられて、このことがここまで発展するようなことなのかということでですね、ちょっと間違った判断をされたんじゃないだろうかということで提案者も発言されましたが、猛省をしていただく、そういう意味も含めて、賛成に回ります。

以上です。

○議長（永田義昭君）　ほかにありませんか。

笠原良一君。

○１０番（笠原良一君）　反対討論をいたします。

さっき反対討論をいたしましたので省きますが、ちょっとそれ付け加えたいと思います。真実は一つです。皆さん、１２月議会を思い起こしてください。委員会、役職がみんな決まりました。決まった後に、すぐ議運の委員長が休憩を取られ、委員会室に入ったことを皆さんご承知のとおりと思います。副委員長の私が産建の副委員長になりました。そのことに対して、議長は、「間違って手を挙げた」と、私とあれが清田議員があって５対１だったか。

○議長（永田義昭君）　ちょっとよかですか。決議文から外れていますので。

○１０番（笠原良一君）　継続ですよ。あなたがそういうずっとしておられるのが、いっぱいあります。

○議長（永田義昭君）　外れています。

○１０番（笠原良一君）　そのときにですね、間違ったわけ、あなたは６期しております。委員長、大事なことですよ、これは委員長を決めたり、副委員長を決めたりすのは、決まった後で。

○議長（永田義昭君）　提出者の決議文から外れております。

○１０番（笠原良一君）　間違って手を挙げたったいというようなことでした。それは、議運の委員長がですね、これは議運の委員は知っておられると思いますが。

○議長（永田義昭君）　勧告決議から外れております。

○１０番（笠原良一君）　間違って挙げたというのは、議長不信任に値すると議運では決まったわけですよ。それであなたは私に頭下げたじゃないですか。そうやってその場、その場をずっとですね、その場、その場を切り抜ければいいというような、さっきも言うた一貫性がありませんよ。しかし、それをしたいと思ったけど。

○議長（永田義昭君）　休憩します。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午後０時２８分

再開　午後０時２９分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（永田義昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○１０番（笠原良一君）　私の不満だったけど、委員長がどうですかというけん、もういいですよと、議会がスムーズにいくためにですね、したわけですよ。そういうことをずっと、言えばずっとありますよ。そしてこの酒気帯び疑惑、私は長尾議員、上田俊孝議員に「真実はどがんかい」と、何回も聞きました。個別にも聞きました。そういうことで、あなたは間違い、しております。

○議長（永田義昭君）　だから、議会運営委員会でも決まって、一応済んだことですので。

○１０番（笠原良一君）　皆さんにこうだったですということをわかってもらうために、あた６期もして、私が信念もって副委員長はこれという人を後で、「間違って手を挙げたったいてありゃ」、私もいい気持ちもせんですよ。終わります。

○議長（永田義昭君）　ほかにありませんか。松田達之君。

○７番（松田達之君）　今の笠原議員の問題に関して、これは議運の中で委員長が米村洋議員です。その中で、議長。

○議長（永田義昭君）　松田達之君、討論なら許可しますけど、質疑じゃありませんの

で。

ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　これで討論を終わります。

これから発議３号、氷川町議会議員長尾憲二郎君の辞職勧告決議を起立により採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（永田義昭君）　起立同数です。議長採決として、私も賛成いたします。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

長尾憲二郎議員の入場を許します。

（長尾憲二郎君入場）

○議長（永田義昭君）　発議第３号、氷川町議会議員長尾憲二郎君の辞職勧告決議は可決されましたことを報告します。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２９　議員派遣の件

○議長（永田義昭君）　日程第２９、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３０　総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君）　日程第３０、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました調査・活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３１　産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君）　日程第３１、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました調査・活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３２　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君）　日程第３２、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田義昭君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２８年第１回氷川町議会定例会を閉会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午後０時３７分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日　　　氷川町議会議長　永　田　義　昭

平成　　年　　月　　日　　　氷川町議会議員　笠　原　良　一

平成　　年　　月　　日　　　氷川町議会議員　上　田　健　一